

「委託状況届」は4月30日までに提出してください

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している委託者のかたは、家内労働法による「委託者」になりますので「委託状況届」の提出が必要です。

これは、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、所轄労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るものです。用紙は最寄りの労働基準監督署で入手または以下の東京労働局ホームページからダウンロードし、4月30日までに提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、材料の提供を受けて他人を使わず同居の親族だけで物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいます。したがって、宛名書き等のような事務代行、あるいはホームページの構築など物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（電話 03-3512-1614）または最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

厚生労働省 東京労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html

厚生労働省 東京労働局